

南シナ海の安全保障と戦略環境（一）

浦野起央

一 南シナ海問題

一・南シナ海問題の現在

南シナ海は、近隣住民の生活圏にあつた。そして、中華世界の交流空間であつた。現代世界では、シーレーンとして戦略的関心事にあつた。そして、南海諸島における石油開発が展望されるなか、南海における領土支配と開発をめぐる角逐が一九七〇年代以降、注目されることとなつた。中国人民解放軍の海軍艦艇は、二〇〇八年以降、太平洋に進出するところとなり、第一列島線及び第二列島線の存在が指摘されることとなつたが、二〇一一年には第一列島線が南シナ海にも拡張適用される戦略分析が登場してきた。その分析を通じて、中国の戦略は南海の内海化あるいは内水化にあると解されており、米国は、中国が南シナ海でA2/A D (Anti-access/Area Denial) ‘アクセス拒否・海

域防衛戦略）をとり、南海における戦略潜水艦の巡航など中国南海艦隊の展開をもって、「要塞化」戦略を遂行している、と解している。その状況は、二〇〇一年四月海南島上空での米軍偵察機と中国軍戦闘機の衝突事件当時のそれとは変わっていない。

こうした経過において、南シナ海の安全保障が現在性が問われており、筆者も『南海諸島国際紛争史』（刀水書房、一九九七年）以後の局面を新たに分析することにした。同書では、資源開発とともに、南海における対立状況が展望されるなかで、南シナ海問題の経緯と構造を解明し、かかる南シナ海をめぐる対立と抗争の激化で、一九九〇年一月以降、南海に領土を有していないインドネシアの主導で、南シナ海の潜在的紛争の管理に関する関係国非公式協議が開催され、これを受けて中国が同九〇年八月領有権の棚上げによる共同開発提案を行った状況にあった。その文脈で、一九九二年七月東南アジア諸国連合（ASEAN）の南シナ海宣言が採択され、信頼醸成の促進が確認された。中国とASEAN加盟国は二〇〇二年一月、さらに、当事国間の対立及び紛争の平和的・恒久的解決のために望ましい条件を創造するべく南シナ海各行動宣言を採択した。こうした海洋への関心から、講座『海のアジア』六卷（岩波書店、二〇〇〇—〇一年／ソウル、Bookkosmoson、二〇〇五年）が刊行され、その第五卷「越境するネットワーク」に、筆者も「海の支配——南シナ海をめぐる国家間紛争の歴史と現在」を執筆した。

他方、ASEAN諸国及びシレーン関係国は、二〇〇〇年以降、アジア海賊対策に取り組んできており、その安全保障の追求とそのためのものである枠組みに向けての取組みがなされてきた。この状況下における視点での分析は、筆者は『南シナ海をめぐる安全保障と問題点』（シップ・アンド・オーシャン財団、二〇〇四年）にまとめた。

そこで、本稿は、以後の局面における新しい安全保障の状況とそこでの戦略環境の分析が主題とされる。その論点は、

表 1 第二次世界大戦期までの南シナ海の状況

区分	時期	事 象	備 考
第 1 期 生活圏とし ての南海		1433 年 鄭和の航海 1604～34 年 御朱印船貿易 1776 年 ベトナムの黄沙隊、広義府平山県 安永久村近くの岩礁で遭難者救済 1816 年 ベトナム、水軍と黄沙隊の黄沙派 遣 1835 年 ベトナム、広義省黄沙に神祠建立	15 世紀 慎懋賞『海國廣記』 1537 年 梁廷梅『粵海關志』 1540 年 顧玠『海槎餘録』 1730 年 陳倫炯撰『海國聞見録』 1754 年 『大南寔録』 1776 年 黍貴惇『撫邊雜録』 1820 年 謝清高述・楊炳南『海録』
第 2 期 ヨーロッパ 人の進出と 中国領土の 確認	1800 年 ～ 1913 年 10 月	1800～17 年 英国、西沙群島を 4 度調査 1803 年 英国、南沙群島隠遁暗沙測量 1813 年 英国、南沙群島測量 1815 年 阮黄沙調査隊、西沙群島調査 1835 年 米国、南沙群島で測量 1858 年 英国、中沙群島測量 1881～84 年 ドイツ、南沙・西沙群島調査 1887 年 フランス、海中島嶼は清国帰属を 確認 1909 年 中国、西沙群島籌弁庫処設置	1838 年 ルイス・ターベル司教 『諸国民の歴史並びに宗教、慣習、 風俗に関する記述』
第 3 期 開発、 調査、 及び支配	1915 年 ～ 1945 年 8 月	1921 年 3 月 中国政府、西沙群島を海南省 管轄 1933 年 4 月 フランス軍、スプラトリー群 島占領 7 月 日本外務省文書「南支那海諸 島に関する件」 1939 年 3 月 日本軍、西沙群島上陸 4 月 日本、新南群島管轄 1942 年 12 月 大暴雨で新南群島壊滅	1933 年 8 月 中国、日本海軍の 出動要請、日本、フ ランスに申し入れ 1939 年 2 月 日本軍、海南島上陸

南シナ海の安全保障と戦略環境（一）（浦野）

南シナ海の戦略性の分析を前提に、南シナ海関
係国の領土につき現状と問題点を分析し、そし
て南シナ海の管轄と安全保障の主題の文脈を解
明することにした。後者の論点では、（一）中
国の南海戦略、（二）ASEAN 枠組みを生か
した中国・ベトナム交渉／中国・ASEAN 交
渉、それとは別の（三）フィリピンの海洋戦略
と米国の関与、及び（四）米国の南シナ海にお
けるプレゼンスと南シナ海安全保障の展望をと
りあげる。^①

二、南シナ海問題の経緯

そこで、問題の特性とその推移を把握するた
めに、南海諸島問題史を、以下の時期区分をもつ
て要約しておくことにする。

第二次世界大戦期までの状況は、表 1 の通り
である。

第一期 生活圏としての南海

一九七四年に発見された海南島漁民の記録『更路簿』は漁民の古い生活を記録しており、南海が漁民の世界にあることが確認されている⁽²⁾。

南海をめぐる人の往来は古く、一四三三年鄭和の航海図、一六〇四〜三四年の御朱印船貿易地図では、萬里石塘と記述されていた。南海をめぐる交易は漸次、ヨーロッパ諸国をも加わって拡大した⁽³⁾。一七五〇年代、ヨーロッパ人の地図でパラセル（東沙）の表記が出現し、一八三八年ルイス・ターベル司教は、コーチシナ（交趾支那）の付属島嶼としてホンサ（黄沙）がある、と述べた。

一五三七年の『粤海關志』、一七三〇年の陳倫炯『海国聞見録』、一七七六年の黍貴惇『撫邊雜錄』などの記録が現存している。一八三六年の『大南寔録』には、ベトナム王国の記録として、南海に関する記録が収められている。

第二期 ヨーロッパ人の進出と中国領土の確認

南海は、南海諸島海域の航海ルートにあった。一八〇〇〜一七年英国が西沙群島を四度調査し、一八一五年に阮黄沙調査隊が西沙群島を調査した。一八三五年米国が、南沙群島で測量に着手し、一八八一〜八四年ドイツが南沙群島・西沙群島調査をした。

一八三八年のルイス・ターベル司教『諸国民の歴史並びに宗教、慣習、風俗に関する記述』は、ヨーロッパ人による最初の記述である。

インドシナに植民地進出をしたフランスは、一八八七年六月清国とのベトナム境界画定に調印し、その際、海中島嶼は清国領と合意した。

一八九五年日本は台湾を確保し、民間日本人による南海諸島探險が始まり、一九〇二年「海鳥棲息ノ島嶼ヲ發見シ」、その帰属が意図された。一九〇五年貿易商社恒信社長風丸は、プラタスの無帰属を確認した。一九〇九年三月中国政府は、在広東日本総領事に対し東沙島は中国領土と通告し、これにより一〇月日本と清国は、プラタス島引渡し取決めに調印し、中国は同年三月中国は、西沙群島籌辦處を設立した。そして一九一三年一〇月日本は、プラタス島を中国に引き渡した。

第三期 開發、調査、及び支配

一九一七年中国企業が西沙群島を探險し、燐鉍開發を申請したが、許可されなかった。しかし、この時期以降、台湾の日本人は東沙群島海域で漁労を行っており、一九一九年ラサ島燐鉍株式會社が南沙群島の開發を申請し、一九二一年長嶋（太平島）の燐鉍及びグアノの日本への輸送が行われ、同社は同二年四月東京地方裁判所に会社登記をしていた。この事業は一九二九年四月中止された。⁽⁴⁾

一九二一年三月中国政府は、西沙群島を海南省の管轄と決定し、一月日華合弁西沙羣島實業公司が設立された。一九二五年五月石丸庄助は、東沙島近海の漁労で、中国官憲に始末書を提出する事件も起きた。

この日本の動向に、インドシナを支配していたフランスは関心を寄せ、一九二〇年以降、パラセル（西沙）群島を聖域としていた武器・阿片取引を封じる措置をとった。一九二一年フランスは、パラセル島の潜航艇基地化の可能性を検討した。そして一九三二年四月フランスは、パラセル群島の領有権を主張し、六月日本に対しパラセルはアンナン（安南）に属すると通告し、一九三三年日本が国際連盟を脱退する段階で、四月フランスはスプラトリー（南沙）群島を占領した。この事態に、八月中国は日本海軍の出動を要請し、日本はフランスに抗議を申し入れた。一九三三

表2 第二次世界大戦期までの南シナ海の状況

区分	時期	事象	備考
第4期 南海諸島の中国継承（新中国支配への移行、別に台湾支配）、フランス占領（南ベトナム占領への移行）、フィリピン占領	1945年 9月～ 1957年 12月	1945年 12月 中国、西沙群島林島接收	1947年4月 中国、長島を大平島と改称
		1946年 8月 中国広東政府、東沙・西沙・南沙群島接收、9月中国艦艇	
		10月 フランス、パラセル群島占領	
		1947年 1月 中国、西沙・南沙群島を海南特別行政区と決定	
		1月 フランス、西沙群島への中国軍駐留に抗議、パラセル群島パスツル島占領	
		9月 中国、西沙・中沙・東沙・南沙群島を広東省管轄	
		1949年 6月 新中国、西沙・南沙群島を海南特別行政区編入	
		1950年 5月 新中国、西沙群島永興島に人民解放軍派遣、閉鎖	
		1956年 3月 南ベトナム、ホアンサ群島占領	
		6月 台湾、立威部隊を南沙群島に派遣	
		10月 南ベトナム、チュオンサ群島を本土編入	
		1957年 2月 台湾、南沙群島の主権声明	

年七月外務省文書「南支那海諸島に関する件」が作成され、八月在サイゴン日本領事は、本省に文書「水上機基地としての新南群島」を本省に送付した。一九三九年二月日本軍は、海南島に上陸し、三月続いて西沙群島に上陸した、そして八月日本は中国の対応をも考慮して占有の検討に入り、一九三九年九月日本は、新南群島の管轄を決定し、四月台湾の管轄下に実効的な統治に置いた。フランスは、日本の支配に抗議し、日本はこれを拒否した。一九四二年二月大暴風雨で新南群島全島はほぼ壊滅し、日本の支配は、一九四五年八月終結した。

第二次世界大戦以後の状況は、現代世界における局面を形成してきている。

南シナ海の安全保障と戦略環境 (一) (浦野)

<p>第5期 中国・南ベトナム対立と主権論争及び対立事件</p>	<p>1958年 1月～ 1989年 12月</p>	<p>1958年 9月 中国、12海里声明で南海諸島の主権声明 1959年 3月 南ベトナム、ホアンサ群島で資源調査 1969年 10月 南ベトナム、ホアンサ群島をクアンナム省に編入 1971年 6月 南ベトナム、自国大陸棚で石油開発着手 1972年 4月 フィリピン、カラヤーン群島をパラワン省編入 1974年 1月 西沙群島交戦事件 10月 マレーシア、スプラトリー群島ツルシブ・ラヤン島占領 1976年 2月 中国、西沙群島に軍事基地建設 3月 ベトナム、チュオンサ群島をドンナイ省に編入 1978年 6月 フィリピン、カラヤーン群島併合宣言 1979年 2月 フィリピン、カラヤーン群島で石油開発 8月 中国、西沙群島に飛行禁止地域設定 1987年 5月～6月 中国、南海群島海域で軍事演習</p>	<p>1966年8月 南ベトナム、ホアンサ群島から撤退 1969年6月～1971年1月 米軍、ベトナム戦争で西沙群島侵犯 1975年4月 ベトナム人民解放軍、チュオンサ群島上陸</p>
<p>第6期 非公式協議と実務的交渉</p>	<p>1990年 1月～ 2006年 12月</p>	<p>1990年 1月 第1回南シナ海資源の潜在的紛争の管理に関する非公式協議開催 1992年 7月 ASEAN外相会議、南シナ海宣言採択 1995年 3月19日 中国時報社論、南海中台共同開発論提起 1996年 8月 中国・フィリピン、8項目行動基準の原則の共同声明 2000年 12月 中国・ベトナム、トンキン湾排他的経済水域・大陸棚画定協定調印 2001年 11月 中国・ASEAN南シナ海各行動宣言採択 2006年 10月 ASEAN・中国首脳会議、2002年中国・ASEAN南シナ海各行動宣言の履行合意</p>	
<p>第7期 中国のA2/ADと米国の新たな対応</p>	<p>2006年 1月～ 現在</p>	<p>2001年 4月 海南島上空での米軍機・中国軍機衝突事件 2006年 中国南海艦隊、南沙群島巡航 2009年 3月 米海軍海洋調査船事件 2011年 6月 米上院、南海問題での中国非難決議採択 10月 中国・ベトナム、海洋における紛争解決の基本原則協定調印</p>	

第四期 南海諸島の中国継承（新中国支配への移行、別に台湾の支配）、フランス占領（南ベトナム占領への移行）、フィリピン占領

中国は、日本の敗戦で、一九四六年九月南海諸島に国旗を掲揚し、その接收に入った。他方、フランスは同四六年七月パラセル群島に軍隊を派遣し、占領した。一方、フィリピンは、一九四六年七月の独立で、南沙群島は国防範囲に含まれると宣言した。一九四九年七月ベトナム国（南ベトナム）の成立で、一九五〇年一〇月フランスは、西沙群島・南沙群島の主権をベトナム国へ移譲した。一九五〇年五月新中国は、西沙群島永興島に軍隊を派遣し、南海諸島の主権声明を発した。

一九五一年九月サンフランシスコ対日条約の調印で、日本は、正式に新南群島の主権を放棄した。これとともに、新中国は、その支配を継承し、一九五六年三月南ベトナムのホアンサ（西沙）群島を占領し、七月フィリピンはスプラトリー群島に上陸して人道王国を樹立した。

第五期 中国・南ベトナム対立と主権論争及び対立事件

一九五八年九月中国は一二海里の領海宣言を発し、東沙群島、西沙群島、中沙群島、及び南沙群島の主権を明確にした。一九五九年一月南ベトナムは、ホアンサ群島での開発に着手し、二月中国漁船の拿捕事件が起き、その南ベトナムの挑発行動は続き、そして一九七四年西沙群島事件が起きた。

南ベトナムは、一九六九年一〇月ホアンサ群島をクアンナム省に編入し、一九七一年以降、自国大陸棚での石油資源開発に入った。フィリピンは一九七二年四月スプラトリー群島の占領地域をカラヤーン群島と称し、パラワン省に編入した。そして、一九七九年二月リード・バンク（礼楽灘）での石油開発に入った。

中国は、一九八七年五月―六月南海諸国の軍事演習を決定した。

南海諸島は、開発と紛争の世界へ突入した。⁵⁾

第六期 非公式協議と実務的交渉

そこで、一九九〇年一月バンドンで南シナ海における潜在的紛争の管理に関する非公式協議がASEAN諸国の学者・研究者が参加して始まった。翌九一年七月の第二回非公式協議には、中国・台湾・ベトナムも参加した。一九九二年六月―七月第三回非公式協議では、ハワイ大学のマーク・バレンシアがスプラトリー条約草案を提出した。同非公式協議は、一九九五年一〇月の第六回協議まで続く一方、その協議の流れのなか、一九九〇年八月中国は、各国が占領を続けた南沙群島の主権棚上げと共同開発を提起し、一九九二年七月ASEAN外相会議は、南シナ海宣言を採択し、信頼醸成の取組みへと向かった。

一方、中国とASEAN諸国との実務交渉は続き、中国と対立していた南ベトナムは統一ベトナムが引き継ぎ、中越紛争の対決を克服して、二〇〇〇年一二月中国とベトナムは、トンキン湾（北部湾）の排他的経済水域・大陸棚画定協定に調印した。これを受けて、二〇〇一年一二月中国とASEANは、南シナ海各行動宣言を成立させて平和的解決が求められた。

にもかかわらず、南沙群島海域では、発砲事件が続き、台湾は大平島の支配を強化した。

第七期 中国のA2/AD（アクセス拒否・海域防衛戦略）と米国の新たな対応

米国は、南沙群島海域にリーダー施設を維持しつつ、一九九五年五月国務省声明で、南シナ海問題に直接関与せずとし、そのASEAN外相会議行動宣言の方針を支持してきた。依然、米国は、偵察行動は続けてきており、二〇〇

一年四月海南島上空での米偵察機・中国軍機の衝突事件、そして二〇〇九年三月米海軍海洋調査船事件が起きた。そして、米上院は、二〇一一年六月、南海諸島の中国非難決議を採択した。また、米国防総は二〇一一年に、第一列島線を南海諸島海域へ拡大する一方、中国封じ込めのA2/A D戦略を発動し、南シナ海情勢は、新たな米国の関与による潜在的冷戦構造に入ったといえる。

(1) 南シナ海問題関連の文件・史料は、以下をみよ。

陳天錫編『西沙島・東沙島成案彙編』廣東、廣東實業廳、一九二八年。

中華人民共和国『越南政府承認西沙群島是中国領土的部分文件』北京、中華人民共和国政府、一九五八年。

中華人民共和国『西沙群島和南沙群島自古以來就是中国的領土』北京、中華人民共和国政府、一九八〇年。

楊炳南撰『海録』台北、慶文書房、一九六八年。

外務省記録『各国領土発見及び帰属関係雜件 新南群島関係』三綴、外交資料館。

外務省記録『東沙島及西沙島ニ於ケル本邦人ノ理研事業関係』三綴、外交資料館。

外務省記録『パラセル群島燐鉍關係一件(西沙群島)』外交資料館。

『中國南海諸島文獻彙編』二八・二九、台北、臺灣學生書房、一九七五年。

浦野起史『南海諸島國際紛争史』刀水書房、一九七七年。

『中国对西沙群島和南沙群島敵主權無可爭辨——評越南外交部關於中關係的白皮書』北京、人民出版社、一九八〇年。

蘇繼順校釋『島夷誌略校釋』北京、中華書房、一九八一年。

Joseph R. Morgan & Mar J. Valencia eds., *Atlas for Marine Policy in Southeast Asian Seas*, Berkeley: Univ. of California Press, 1983.

Sorjak Kasemsuvan, *The Law of the Sea and ASEAN States: Maritime Arrangements of ASEAN States in the Malacca Straits, Gulf of*

Thailand and the Southern South China Sea, 671 leaves, Boston Spa: British Library Document Supply Centre, 1987.

- 韓振華主編、林金枝・吳鳳斌編『我國南海諸島史料匯編』内部資料、北京、東方出版社、一九八八年。
- 中華民國外交研究設計委員會編『外交部南海諸島檔案彙編』上・下、中華民國外交研究設計委員會、一九九五年。
- 吳士存主編『南海問題文獻匯編』海口、海南出版社、二〇〇一年。
- (2) 『更路簿』は、韓振華主編、林金枝・吳鳳斌編『我國南海諸島史料匯編』内部資料、北京、東方出版社、一九八八年、一三六頁以降に所収されている。
- (3) 南海關係の交流・交易は、以下をみよ。
- George Bryan Souza, *The Survival Empire: Portuguese Trade and Society in China and the South China Sea, 1630-1754*, Cambridge / New York : Cambridge U. P., 1986.
- Denys Lombard & Jean Aubin eds., *Marchands et homes d'affaires asiatiques dans l'Océan Indien et la Mer de Chine, 13e-20e siècles*, Paris: Editions de l'Ecole des hautes etudes en sciences sociales, 1988.
- 広東省文物管理委員会・他編『南海丝绸之文物圖州』広州、広東科技出版社、一九九一年。
- 丁新豹編『南海海上交通貿易二千年』香港、香港市政局、一九九六年。
- Roderich Plak, *China's Seaborne Trade with South and Southeast Asia (122-1750)*, Aldershot: Asgate, 1999.
- Robert J. Atony, *Like Forth Floation on the Sea: the World of Pirates and Seafarers in Late Imperial South China*, Berkeley: Institute of East Asian Studies, Univ. of California/ Center for Chinese Studies, 2003.
- 肖一亭『先秦時期的南海島民——海灣沙丘遺跡研究』北京、文物出版社、二〇〇四年。
- 何方耀『普唐時南海求法高僧群体研究』北京、宗教文化出版社、二〇〇八年。
- 李慶新『瀕海之地——南海貿易与内外關係史研究』北京、中華書局、二〇一〇年。
- 王川『市船太監与南海貿易——廣州口岸史研究』北京、人民出版社、二〇一〇年。
- (4) 山下太郎「新南群島の今昔」臺灣時報、一九三九年五月号。山下「新南群島探險の記録」上・下、臺灣時報、一九三九年六月号、七月・八月号。山下「東沙島の沿革」正・續、臺灣時報、一九三九年一月号、二月号。

(5) 南シナ海の対立・紛争経過は、特に、以下をみよ。

Les Buszynski, "Vietnam Confrontation China," *Asian Survey*, Vo. 20 No. 8, August 1980.

符駿『南海四沙群島』台北、世紀書局、一九八一年。

Marwyn S. Samuels, *Context for the South China Sea*, New York: Methuen, 1982.

陳鴻瑜『南海諸島主權衝突』台北、幼獅文化事業出版、一九八七年。

東方戴「南沙風雲與國際爭議」九十年代、一九八八年五月号。

竹下秀邦「南シナ海紛争の経緯と領有権問題」上・下、アジア・トレンド、第五九号、第六〇号、一九九二年。

竹下秀明「南シナ海の発火点、西沙・南沙群島は誰のものか——中国とベトナム・ASEAN対立の現状と歴史的背景」
世界週報、一九九二年一月一七日号。」

Victor Prescott, *The South China Sea: Limits of national Claims*, Kuala Lumpur: Maritime Institute of Malaysia, 1996/ *Limits of National Claims in the South China Sea*, London: Asian Academic Press, 1999.

Bob Catley & Makmur Keliat, *Spratlys: the Dispute in the South China Sea*, Aldershot: Ashgate, 1997.

呉士存『南沙争端的由来与発展』北京、海洋出版社、一九九九年。

Timo Kivimäki ed., *War or Peace in the South China Sea?*, Copenhagen: NIAS Press, 2002.

二 南シナ海の地域性と戦略性

一 南シナ海の地域

南海諸島は、東西約一三〇〇キロメートル、南北約二四〇〇キロメートルに拡がり、その全海域は約三五〇万平方キロの領域に達し、インド洋と太平洋の間にあつて、交通運輸上、重要な位置を占めている。それは、シンガポール、

香港、マニラを結ぶ三角地帯の中心に位置し、軍事・安全保障上、南洋の心臓部といわれる戦略的価値を有する。

この珊瑚沙洲は、島嶼・沙洲・暗礁・暗灘から成立しており、僅かでも海水面から露出した平坦な砂地が沙洲で、それが堆積すると、陸地となり、島嶼となる。直接的価値は、漁業資源、海鳥の糞からなる燐鉱石だけでなく、石油・天然ガス資源も確認され、その戦略的価値は極めて高い。

そこでは、既に述べたように、中国の世界であったが、今や、幾多の歴史を経て、国際世界の焦点にある。それは、二八〇余の珊瑚砂洲の地名が、中国語、ベトナム語、ヨーロッパ語、マレー語、日本語など多様極めることから理解される。¹⁾

その地域は、朝貢国ベトナムをも含む中国の版図にあるが、版図は、現実政治のなかに流れた地政学の実在性にある。中国の辺境概念は、一統システムの帝国イメージのなかに継続性の理解を経てきており、現在の領土概念も、その統治能力における領域支配の実態をみせている。²⁾ こうした理解のパーセプション・ギャップが新しい安全保障上の問題を提起している。

二．南海調査報告

『海國圖志』に南海諸島略図があるが、南海諸島の調査は、一〇四四年の『武經摘要』の記述が的確である。明代では、『康熙瓊州府志』の対外文書としての記述は貴重である。一六一七年完成の『東西洋考』、一六〇二年イタリアのイエズス会士マテオ・リッチの『坤輿萬國全圖』の検証を通じた南海調査報告も、中国人の南海世界の姿をみせてくれる。³⁾ 英国、米国の探険の記録は、一九三〇年代において日本海軍水路部の海図資料に反映されており、それは一九三五年までの海図に従っている。その一八八一―八五年に英海軍海図は、一九〇〇―一二年に日本の海図として刊行され

た。⁴

中国政府は、西沙群島を回復した後、広東政庁は、一九二七年五月海瑞艦を派遣し、調査報告書を作成した。これによって、関係の南海諸島の地名が確定した。一九二九年四月東沙島について、広東建設庁が調査した。⁵

フランスはパラセル島を併合する過程で、一九三〇年五月フランス・インドシナ総督府が文書「パラセル島問題ノ最近ノ沿革」をまとめた。

日本政府は、外務省が一九三八年に「新南群島位置及ヒ状況」をまとめた。

南海諸島の調査・開発が進んだのは第二次世界大戦後のことで、その経過は、以下の通りである。

一九五六年五月 フランス、スプラトリー島上陸記録。

一九七四年三月～六月 中国、西沙群島で文物調査、一九七五年三月～四月第二回調査。⁶

一九七七年～一九七八年 中国、五次にわたる南海調査。⁷

一九八四年七月 中国、南沙諸島調査。

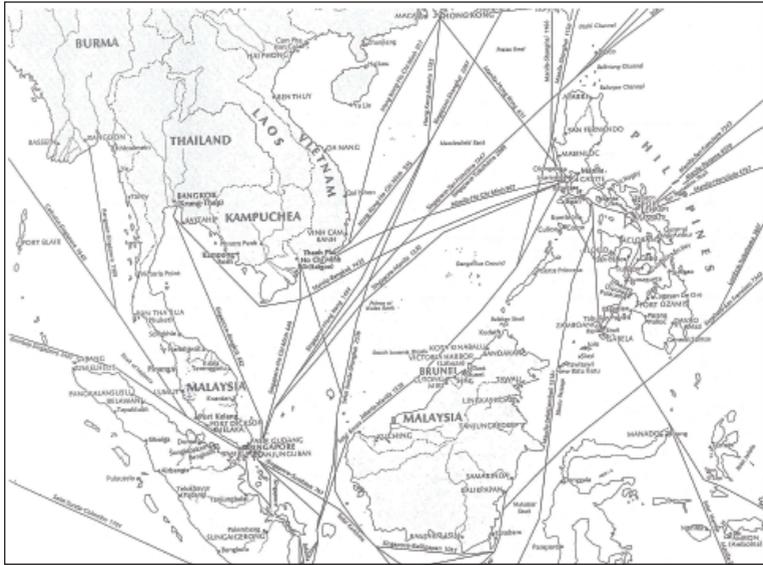
台湾では、中国領土として、一九七〇年代に「中國南海諸島文献集編」叢書が刊行された。⁸

南海の漁業調査、海底資源調査は進んでいる。⁹

なお、南海諸島調査とともに、東銘樞らが海南島調査に着手し、台湾総督府もこの成果を活用した。¹⁰

一九九四年四月～五月バトナムは、チュオンサ群島の第三回総合調査を実施した。

図1 東南アジアにおける主な航路



(出所) Josef R. Morgan & Mark J. Valencia eds., *Atlas for Marine Policy in Southeast Asian Seas*, Honolulu: East-West Environment and Policy Institute/ Berkeley: Univ. of California Press, 1983, p.50

三. 南シナ海の戦略性

南シナ海は、マラッカ・シンガポール海峡を経てインド洋からアジア・太平洋に至るシーレーンを形成しており、戦略資源の航行は大きな関心事である。インド洋は永らく「イギリスの海」で、英海軍がそのシーレーンを維持してきた。一九六七年英国がスエズ以東から撤退し、一九七一年末、インド洋は一つの戦略的空白状態が生じた。代わって一九六八年にソ連艦隊インド洋分遣隊が発足し、翌六九年ソ連艦隊のインド洋常駐が実現した。これは、MIRV装備のポセイドンが配備され、これに対処してソ連艦隊が展開したところであり、主要航路としてのシーレーンの存在が経済的生存戦略から注目されるところとなった。そして、一九七一年一月インドネシア・マレーシア・シンガポール三カ国、は、マラッカ海峡協定に調印した。

さらに、一九九〇年代後半以降、海賊問題が登場

してきた。南シナ海は、バークレー海など他の東南アジア・ルートに比べて船舶遭遇率は二割以上高く、遭遇密度ではジブラルタル沖の一・五倍、ペルシヤ湾の二・二倍とされる。¹¹⁾二〇〇四年十一月アジア海賊対策地域協力協定が締結され、日本の支援活動が続いてきたが、二〇〇五年にマレーシアで、二〇〇六年インドネシアでそれぞれ海上保安機関が設立され、また二〇〇五年二月海峡三カ国は領域外の共通海賊追跡手続SOPが合意され、こうしてその海上法執行能力が向上するとともに、海賊の発生件数は著しく減少した。

アジアにおける海賊行為及び船舶に対する武装強盗との戦いに関する地域協力協定の加盟国は、日本、シンガポール、ラオス、タイ、フィリピン、ミャンマー、韓国、カンボジア、ベトナム、インド、スリランカ、中国、ブルネイ、バングラデシュ、ノルウェー、オランダ、デンマークの一七カ国で、その要点は、以下の三点にある。

一．情報共有センターIISC、二〇〇六年一月シンガポールに設立された。

二．IISCを通じた情報供給及び協力態勢（容疑者、被害者、及び被害船舶の発見、容疑者の逮捕、容疑船舶の拿捕、被害者の救助などの要請など）の構築。

三．IISCを経由しない締約国同士の二国間協力の促進（犯罪人の引渡し、及び法律上の相互援助の円滑化、並びに能力の開発など）。

対象とされる海賊取締りのために、同協定の第一条は、「海賊行為」を、次の通り、規定している。

「私有の船舶または航空機の乗組員または旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、抑留、または（a）掠奪行為であって、次のものに対し行われるもの。

（i）公海における他の船舶または当該船舶内にある意図若しくは財産。

(ii) いずれの国の管轄権にも服さない場所にある船舶、人又は財産。

(b) いずれかの船舶又は航空機を海賊船舶又は海賊航空機とする事実を知つて当該船舶又は航空機の通航に自動的に参加するすべての行為。

(c) (a)又は(b)に規定する行為を扇動し、又は好意に助長するすべての行為。

「船舶に対する武装強盗」は、以下の通りである。

(a) 私的目的のために船舶又は当該船舶内にある人物若しくは財産に対して行われるすべての不法な暴力行為、抑留又は掠奪行為であつて、締約国がそのような犯罪について管轄権を有する場所において行われるもの。

(b) いずれかの船舶を船舶に対する武装強盗を行うための船舶とする事実を知つて当該船舶の運航に自動的に参加するすべての行為。

(c) (a)又は(b)に規定する行為を扇動し、又は好意に助長するすべての行為。

締約国は、以下の一般的義務を第三条において遂行すると規定している。

(a) 海賊行為及び船舶に対する武装強盗を防止し、及び抑止すること。

(b) 海賊又は船舶に対する武装強盗を行った者を逮捕すること。

(c) 海賊行為又は船舶に対する武装強盗に用いられた船舶又は航空機を拿捕すること、海賊又は船舶に対する武装強盗を行った者によつて掠奪され、かつ、それらの者の支配にある船舶を拿捕すること及び当該船舶内の財産を押収すること。

(d) 海賊行為又は船舶に対する武装強盗の被害船舶及び被害者を救助すること。

その経過は、以下の通りである。

二〇〇〇年 三月 船舶に対する海賊行為と武装強奪会議開催、東京アピール採択。

四月 アジア反海賊チャレンジ二〇〇〇措置。

二〇〇一年 一月 テロリズムに対する共同行動ASEAN宣言二〇〇一。

二〇〇二年 一月 テロリズムASEAN宣言。

二〇〇三年 六月 ARF、国境管理に関するテロ対策声明。

二〇〇四年 六月 アジア海上セキュリティ二〇〇四。

一月 アジア海賊対策地域協力協定調印、二〇〇六年一月同協定による情報共有センター設立。

二〇〇五年 一月 海峡三方国、領域外の共通海賊追跡手続きSOP合意。

そのシーレーンにおける海賊行為への対処は、沿岸国のリーダー管理であり、そのための海上重視とその情報の共有化がとられる。これと並んでいま一つの課題は、潜水艦による航路妨害で、その対処には、対潜水艦用のプラットフォームを設置し、対哨戒機によるシーレーン内外及び周辺の巡視が必要となる。これには、海軍力の整備、同盟関係の構築による海軍力の運用が課題となる。¹²⁾

かくして、確立が展望される海洋ガバナンスへの移行展望は、以下の点にある。

1. 国家管轄水域を超越した海洋ガバナンスの確立。

2. 沿岸国の十分適切とはされない管理の超克。資源は沿岸国の独占とはいえない。そこでは、国家の環境は許されえない。沿岸国海軍力の覇権支配は認められない。

3. 海洋の自由の新しい概念と次元。新国連海洋法条約に対応した海洋調査を可能にする沿岸国の措置の対処が課題とされる。それは、多くの海洋調査船事件、例えば、二〇〇一年一月インド洋英海洋調査船スコット号事件、二〇〇九年三月南シナ海米調査船チンペックプル号事件、あるいは日本近海の中国調査船事件などがあり、新しい取組みが求められる。

4. 海洋管理の新しい概念。海洋の平和的共同利用と平和地帯化。一九七一年一月ASEAN外相会議は、東南アジア中立化構想が提起されており、その構想は生きている。

5. 海洋管理の新しいレジーム。国家管轄を残しつつも、その枠内で、市民社会も参加した機能的で多重かつ争点別の地域レジームの創成が課題とされる。

なお、南シナ海電子海図は二〇〇五年に刊行され、ひとつずつ海洋ガバナンスは実現をみせつつある。⁽¹³⁾

三. 石油資源の開発、領土管理と抗争

一九六〇年代、南海における石油資源開発とともに、その領土支配をめぐる抗争へと移った。⁽¹⁴⁾ 南ベトナムは、一九七一年その自国支配地域での本格的な石油開発とともに、一九七四年一月自国の領土であるとする中国は、南ベトナムとの間で西沙群島交戦事件となった。一九七九年八月中国は、西沙群島を飛行禁止区域とした。

一九七八年六月フィリピンは、南沙群島のカラヤーン群島の併合宣言を発し、翌七九年二月石油生産を開始した。中国は、南海諸島の開発を海南島の開発に結び付けている。⁽¹⁵⁾

その経過は、以下の通りであった。

一九五九年 三月 南ベトナム、ホアンサ群島で資源調査。

- 一九六九年一〇月 南ベトナム、ホアンサ群島をクアンナム省編入。
- 一九七〇年二月 南ベトナム、メコン・デルタ資源調査終了。
- 一九七一年 六月 南ベトナム、自国大陸棚で石油開発着手。
- 一九七四年 一月 中国・南ベトナム、西沙群島で交戦、中国、西沙群島制圧。
- 一九七五年 二月 モービル・他、南ベトナム沖合で石油・天然ガス発見。
- 四月 ベトナム人民解放軍、チュオンサ群島に上陸。
- 一九七八年 六月 フィリピン、南沙群島カラヤーン群島の併合宣言。
- 一九七九年 二月 フィリピン、南沙群島カラヤーン群島で石油開発。
- 一九八三年 六月 マレーシアとベトナム、共同石油採掘合同委員会設立。

(1) 南海諸島の地理性は、以下をみよ。

鄭資約編『南海諸島地理誌略』上海、商務印書館、一九四七年／台北、陽明荘、一九五九年。

Lim Joo-Jock, *Geo-Strategy and the South China Sea Basin: Regional Balance, Maritime Issues, Future Patterns*, Singapore: Singapore U. P., 1979.

Peter Kien-hong Yu, 'A Study of the Pratas, Maclesfield Bank, Paracels, and Spratlys in the South China Sea, Taipei: Tzeng Brothers Publications, 1988.

藤島範孝「南中国海（南海）諸島の島嶼名について」駒澤大學北海道教養部論集、第九号、一九九四年。

Sulan Chen, *Instrumental and Induced Cooperation: Environmental Politics in the South China Sea*, Ann Arbor: UMI, 2006.

(2) 一統システムは、以下をみよ。

金觀濤、若林正文・村田雄二郎訳『中国社会の超安定システム「大一統」のメカニズム』研文出版、一九八七年。
金觀濤・劉青峰『興盛與危機——論中国封建社会超穩定結構』長沙、湖南人民出版社、一九八四年／『興盛與危機——論中国社会超穩定結構』香港、中文大学出版社、增訂版一九九二年。

金觀濤・劉青峰『解放中変遷——論再論中国社会超穩定結構』香港、中文大学出版社、一九九三年。
中国版図をめぐる議論は、以下をみよ。

趙宋岑『中國的版圖』上・下、台北、臺灣中華書局、一九五九年。

蘇演存『中國境界變遷大勢考』台北、近代中國史料叢刊第一七輯、文海出版社、一九六八年。

中村充一・秋岡家栄『中国の道——その歴史をあぐる』三省堂、一九七九年。

S. R. Schram ed. *The Scope of State Power in Chinese*. Hong Kong: The Chinese U. P., 1985.

江応澄・趙書文編『中国的疆界』上海、学林出版社、一九九四年。

胡暇『中国歴代疆域與政區』瀋陽、遼寧古籍出版社、一九九五年。

願頡剛・史念海『中国疆域沿革史』北京、商務印書館、二〇〇〇年。

華奥南「歴史路境中的王朝中国疆域概念辨析——以天下、四海、中国、疆域、版図為例」中国边疆史研究、二〇〇六年第二期。

白寿彝『中国交通史』北京、團結出版社、二〇〇七年。

島田美和「願頡剛の「疆域」概念」、西村成雄・田中仁編『中華民国の制度変容と東アジア地域秩序』汲古書院、二〇〇八年。

川島真「近現代中国における国境の記憶——「本来の中国の領域」をめぐる」境界研究、第一号、二〇一〇年。

(3) 明張燮撰『東西洋考』金陵、王起宗校、一六一八年／台北、臺灣商務印書館、一九六五年／北京、中華書店、二〇〇〇年。

駒井義明訳『英訳東西洋考』八冊、京都外国語大学、一九七〇—八〇年。

藤田豊八『西南交通死の研究』南海編、岡書院、一九三二年。

木村宏「東南アジア東部島嶼地域の歴史地理学的研究——「坤輿万国全図」収載の東南アジア東部島嶼」一〜二、Cosmica

地域研究、第三号、一九八三年、第一五号、一九八五年。

木村宏「東南アジア東部島嶼地域の歴史地理学的研究——F. Verbiest（南懷仁）作「坤輿全図」収載のMalay諸島」一〇三、*Cosmica* 地域研究、第二〇号、一九九〇年、第二二号、一九九二年、京都外国後大学研究論叢、第四三号、一九九四年。

(4) 英海軍海圖（一八八五年）第九四號「パラセル群島」日本水路部、一九〇〇年。

英海軍海圖（一八八八年）第一二〇號「支那海諸礁」日本水路部、一九〇〇年。

英海軍海圖（一八八七年、改正一九〇四年）第二二六三號「支那海」日本水路部、一九〇五年。

英海軍海圖（一八八一年、改正一九〇三年）第二二六〇號「支那海南部東區」日本水路部、一九一二年。

海軍省水路部『廣州灣——南シナ海』Kuang cheou wan: South China sea』水路部、一九三二年。

海軍省水路部『南支那海——北部東區 South China sea: Yorthern portion』水路部、一九三六年。

海軍省水路部『南支那海 South China sea』水路部、一九三六年。

水路部『南支那海——北部西區 South China sea: Northern portion』水路部、一九五三年。

(5) 沈鵬飛「調査西沙群島報告書」民國日報、一九二八年五月一九日／中國南海諸群島文獻彙編第九冊、台北、臺灣學生書局、一九七五年。廣東建設廳「東沙島之沿革及狀況」新華報、一九二九年四月一八日、一九日。

(6) 広東省博物館『西沙文物——中國南海諸島之——西沙群島文物調査』北京、文物出版社、一九七四年。

(7) 広東省文物管理委員会・他編『南海絲綢文物図集』広洲、広東科技出版社、一九九一年。

中国国家博物館水下考古研究中心・海南省文物保護管理辦公室編『西沙水下考古（一九九八～一九九九）』北京、科学出版

社、二〇〇六年。

広東省文物考古研究所編『二〇一一年「南海一号」的考古試掘』北京、科学出版社、二〇一一年。

(8) 『中國南海諸島文獻彙編』一〇種一五冊、台北、臺灣學生書局、一九七五年は、以下のものである。

一冊 段成式撰「西陽雜俎」／趙汝适撰「諸蕃志」／汪第淵撰「島夷誌略」／顧玠「海槎餘録」。

二冊 趙燮撰『東西洋考』一、二卷。

- 三冊 黃衷撰「海語」／陳倫炯撰「海國聞見錄」／楊炳南撰「海録」／繼番撰「徐瀛考略」。
- 四冊 巖如煜『洋防輯要』四冊。
- 五・六冊、王錫祺『小方壺齋地叢鈔』第九帙・第一〇帙三冊。
- 七冊 王之春撰『國朝柔遠記』一冊。
- 八冊 李準撰「巡海記」／沈鵬飛撰「調查西沙群島報告書」／凌純聲「中國今日之邊疆問題」／張振國「南沙行」。
- 九冊 「海軍巡弋南沙海疆經過」。
- 一〇冊 許棠灝「瓊崖誌略」／鄭資約編撰「南海諸島地理誌略」／杜定友編「東西南南沙群島資料目錄」／丘岳榮編「海南文獻目錄」／「中國南海諸群島文獻資料展覽目錄」。
- (9) 臺灣總督府專賣局『海南島事情』臺灣總督府專賣局、一九一九年。
- 臺灣總督府調查課(村上勝太)『海南島事情』台北、臺灣總督府調查課、一九二一年。
- 後藤元宏『海南島——南シナ海之一大寶庫』武道社、一九三二年。
- 陳銘樞總纂『海南島志』上海、神州國光社、一九三三年／臺灣總督府熱帶產業會訊、台北、臺灣總督府熱帶產業會、一九三六年／臺灣總督官房外務部訊『海南島志——附・海南島奧地良港報告』臺灣總督官房外務部、一九三九年／井出季和太訊『海南島志』松山房、一九四一年。
- (10) 青木三郎「タイ湾および南シナ海堆積物中の年度鉱物の分布」日本海洋法学会誌、第三二卷第四号、一九七六年。
- 中国科学院南海海洋研究所編『我国西沙、中沙群島海域海洋生物調查研究報告集』北京、科学出版社、一九七八年。
- Mark J. Valencia et al., *Shipping, Energy, and Environment: Southeast Asian Perspectives for Eighties: Proceedings of a Workshop held in Honolulu, Hawaii, 10-12 December 1980*, Halifax: Dalhousie Ocean Studies Programme, 1982.
- Brian Morton & C. K. Tseng eds., *The Marine Flora and Fauna of Hong Kong and Southern China: Proceedings of the First International Marine Biological Workshop, Hong Kong, 18 April - 10 May 1980*, 2 Vols., Hong Kong: Hong Kong U. P., 1982.
- 中国科学院南海海洋研究所編『南海海洋生物研究論文集 Contributions on Marine Biological Research of the South China Sea』

北京、海洋出版社、一九八三年。

台湾省水産試験所『七十七年度南中國海漁場開發調査報告— Cruise report on the investigation of fishing ground in South Sea in 1988』基隆、台湾省水産試験所、一九八九年。

劉海齡・他『南沙地塊傳裂構造系統与岩石圈動力学研究』北京、科学出版社、二〇〇二年。

Pinxian Wang & Qianyu Li eds., *The South China Sea: Piecemeal and Sedimentology*. Dordrecht : Springer, 2009.

(11) 矢田殖朗・高山久明「主として南シナ海における遭遇船の実態」航海、第五四号、一九七七年。

(12) 山本尚史・浅川公紀「南シナ海のシーレーン防衛における日本の役割」東京家政学院大学筑波女子大学紀要、第一集一九八七年。

John H. Noer & David Gregory, *Chokepoints: Maritime Economic Concerns in Southeast Asia*. Washington, DC: Center for Naval Analyses/National Defense U. P., Institute for National Strategic Studies, 1996.

(13) 梶村徹「電子海図南シナ海電子海図と日本の関与」水路、第三七巻第一号、二〇〇八年。

(14) 資源開発をめぐる南シナ海問題は、以下をみよ。

Roderick O'Brien, *South China Sea Oil: Two Problems of Ownership and Development*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1977.

Mark J. Valencia, John M. Van Dyke, & Noel A. Ludwig, *Sharing the Resources of the South China Sea*. Honolulu: Univ. of Hawaii Press, 1999.

Institute of Southeast Asian Studies, *Energy and Geopolitics in the South China Sea: Implications for ASEAN and its Dialogue Partners*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2009.

久保田英二郎「ベトナム・ランドン油田——南シナ海での挑戦の一年、CDMのバイオニアを目指して」ペテロテック・Petrotech、第三三巻第九号、二〇一〇年。この油田は、日本が参加した事例で、一九九八年に初噴出に成功した。

(15) Daojiong ZHA, *China's Exploitation of South Sea Resources: the Case of Hainan Province*. 大和, IJ Research Institute, 2000.